

公益法人の会計に関する研究会（第30回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第30回） 議事次第

日 時：平成30年3月1日（木）9:56～12:00

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 控除対象財産に関する運用益（果実）の取り扱い
2. 特定費用準備資金の運用
3. 財務諸表における勘定科目の明確化等の検討
4. 別表H簡便版の検討結果と今後の運用の見通し

○高山座長 ただいまから「第30回 公益法人の会計に関する研究会」を開催いたします。

きょう資料1につきましては「会議後回収」と赤文字で書いてあります。これにつきましては、特に重要な案件でもあり、漏洩防止のため、申し訳ないのですが、会議後回収となっておりますので、これらも含めまして、資料の取り扱いにはくれぐれも御注意ください。

それでは、本日の議題に入ります。議事次第には四つございまして、大どころとして1番目が一番大きいと思うのですが、「控除対象財産に関する運用益（果実）の取り扱い」についてでございます。これは継続審議の事項でございますが、事務局から御説明、よろしく願いいたします。

○山崎室長 先ほど座長のほうからお話がありました「会議後回収」と左上にございます1枚紙をご覧ください。「6号財産に蓄積された果実について（案）」ということで、昨年の年末以来いろいろと議論をいただきました。それを踏まえまして、一つの方向性として今回提示させていただくものでございます。資料の中身について御説明させていただきます。

まず、一つ目の「○」でございます。

○ 寄附によって受け入れた元本から発生した全ての果実について、府令改正により、6号財産の対象とならないことを明確化する。

○ その上で、当該果実については、遊休財産額規制及び収支相償の対象となることをガイドラインの改正等により明確化する（※）。

そこの理屈というか、説明ぶりについての大きな方向性を「※」以下で書いていますが、これだけで足りるのかどうか、それは引き続き検討が必要だろうと思います。

- ・そもそも寄附金から生じる果実は一般正味財産として整理するのが制度発足当時は、会計の慣行として一般的であったので、これを指定正味財産として取り扱うこと自体、公益認定制度定着を図るための緊急避難的な措置であった。

皆さんも御認識かと思いますが、持田方式というものをに入れていかざるを得なかったということかと思えます。

- ・その中で公益認定制度創設から10年が経過し、制度の円滑化に向けた更なる取組等もあり公益法人を取り巻く状況が変化をしてくれている。これは制度自体も定着し、多くの法人が公益の制度に入ってきていただいた。収支相償の適用の緩和、これは要するに3年ぐらいは大目に見ましょと、そういうような運用に変わってきたということ。それからこの後、出るかと思えますが、特費積立要件の緩和等も検討されている。

- ・一方、この間、要するに持田方式的なものを入れてから現在までの間、「寄附金から生じる果実を指定正味財産として6号財産に積む」ことを認めてきたことによる弊害（公益目的事業のために支出されてしかるべき財産が6号財産として法人内に蓄積される又は蓄積を意図し本来公益事業に供出されるべき財産を経営安定化基金に替わるものとして滞留させる懸念）が見られるようになってきた。

・このような状況に鑑み、制度の定着を優先するための緊急避難的な取扱いから、税制優遇を受けた公益法人の財産は最大限公益目的事業のために支出されるべきという本来の制度趣旨に適った方向に舵を切るべき時期に来ている。

そういった説明をしているのではないかと現時点では考えております。

○ ここまでの“制度上の措置”といったものの趣旨を踏まえまして、寄附金から生じる果実の会計上の取扱いということで、これについては、公益法人会計基準の注解及び運用指針において明確化する。

具体的に申しますれば、法令の要請等による指定正味財産の部から一般指定正味財産の部への振り替え、そういったことになろうかと思いますが、以上、一つの方向性として提示させていただきます。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。これについて議論する前に、この中で私一人が頑張っているような状況もございまして、そもそもその思いがどこにあるかということで、私が、『公益・一般法人』という雑誌に制度が3年半たって書いた資料がございまして、この20年基準をめぐる問題ということで問題提起をしておりました。この裏のところに4番というのがありまして、この4番について問題視を私自身ずっとしているというところももとの原点でございまして、長いのですけれども、読ませていただきますので、少しお時間を頂戴したいと思います。

4 指定正味財産の取扱い

指定正味財産とは、寄附によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合に計上される貸方項目である。

指定正味財産として計上される額の例示として20年基準運用指針7において、①寄附者等から公益法人（公益社団・財団法人）の基本財産とし保有することを指定された土地、②寄附者等から奨学金給付事業のための積立資産として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭の二つが示されている。

16年基準の場合には、指定正味財産として計上すれば、当該資産を法人の意思により自由に処分できなくなることから、多くの法人ではよほどでない限り指定正味財産として計上することを敬遠していたようである。そのため計上に際しての制約についての解釈は、比較的緩やかでやったことも否定できない。特に20年基準のような内訳表がなかったため、どの事業に使うかはそれ程厳しく問われなかった。

ところが、20年基準の場合には、収支相償及び遊休財産規定をクリアするため、逆に指定正味財産として計上し直す事例も散見されている。また上記②（給付金）を拡大解釈し、利息等の果実についても用途等の制約を付けて指定正味財産に計上する事例も見受けられている。

ここからは私の個人的な意見です。

（個人的には、当初から果実まで用途の制約を課する事例は限定的であると考えている。

そうしなければ、収支相償が満たされない奨学金財団など、誰が見てもやむを得ない理由がある場合のみが認められ、それ以外の公益法人ならば通常、果実は一般正味財産に直接計上されると解すべきであろう。)

と書かせていただいております。これは奨学金財団が給付型と貸付型がありますから、貸付型の場合にはこういう話が出てくるだろうという意味で書いております。

よく20年基準については使途についての制約の解釈が16年基準制定時よりも厳しくなっているとの声を聞くが、多くの法人が指定正味財産として計上したいという願望がある分、会計基準及び制度の趣旨を逸脱していないかどうか内訳表のどの公益目的事業に使用するのか厳しく吟味されるのもやむを得ないことであり、指定正味財産の計上については、各法人及び会計専門家は技術論に走ることなく適切に計上することが望まれている。

ということで、これは我々の自戒の念を込めて書かせていただいております。公益法人として存在するならば、果実はすべて使ってくださいということを私ずっと考えている中で、今回の問題が出てまいりました。したがって、今回の「会議後回収」のように取り扱いを考えたいというところがございます。

今の資料1の裏側を見ていただきたいのですが、当初は別表という話がありました。別表でやるのが多分正論だと思います。でもその別表が相当困難なこと、これは事務局にとっても、法人にとっても困難ということがあるので、ここで会計基準を少し考え直そうという考えでおります。

指定正味財産の考え方を詳しく書いてあるのは会計基準にはございません。したがって、あるのは「注解6 指定正味財産の区分について」です。そして指定正味財産から一般正味財産の振り替え、だからあくまでも指定であることは否定しない。あくまでも指定ですと言いながら、でも一般に行くのですよという道筋が注解15にございます。それが右です。

「次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。」として、現在振り替えの事例としては三つあります。(1)、(2)、(3)です。この規定だけですと、今現在指定がかかっている現状、それがどちらかというところと悪意とは言いきれませんが、逃げとして果実にまで指定がかかっている現状では、(1)、(2)、(3)で解決できないので、(4)を新設したいと考えています。「(4) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、法令の要請等により振り替えることになった場合には、当該資産の帳簿価額」ということで、指定であったとしても一般に振り替える事例として(4)、それが法令の要請等、ガイドラインも入ると思いますし、法令の改正も入ると思います。これについてはこれから検討しなければいけないと思いますが、この(4)をつけ加えようと思っております。

そうしますと、この解釈論について、注解の下にある運用指針ですけれども、運用指針に、今10があって11があるのですが、10と11の間に、右側に書いてあるものをつけ加えようと思っております。この文章につきましてはもっともまななければいけませんけれども、粗々

の考え方でございます。

新しい考え方として「注解11 指定正味財産から一般正味財産への振替について」の新説です。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第6号から果実を抜くという規定を今考えているのですけれども、この改正により第6号から除かれた「寄附によって受け入れた財産から生じた果実」については、公益法人会計基準注解15(4)における法令の要請等に該当するものとし、指定正味財産の部から一般正味財産の部へ振替えることとする。なお、振替にあたっては、公益法人会計基準注解13なお書きにある方法による果実を直接一般正味財産の部に記載することができる。本当は直接行ってもらいたいところがあるので、なお書きは本論なのですけれども、なおとしてやっていくということです。これが一つの考え方です。

そうしますと、この考え方からすると、過去持っていたものも一般に行っちゃうのですね。そこをどう取り扱うかということで激変緩和措置として、案として附則にその激変緩和措置を考えております。

公益法人会計基準注解15(4)により、指定正味財産の部から一般正味財産の部へ振替えることとなった「寄附によって受け入れた財産から生じた果実」で、従前より指定正味財産の部に計上されていたものについては(従前6号)、平成××年×月×日以降開始する事業年度から5年以内の年数にわたって均等額以上を振替えることとする、ということで、5分の1ずつやるのか一気にやるのかお任せしますけれども、5年間猶予を与えて、現実的には一般に行きますとプラスになってしまいますので、4号財産に振り替えていく形になりますので、最長5分の1は、それから10年延びる可能性もあるのですが、ただ、5年を一つのめどに激変緩和措置を考えている。

これについてはいろんな御意見があると思いますので、皆さんの御意見をお伺いしていきたいと思っています。また、これにこだわることなくほかの考え方があればぜひこの場で参考として、また皆さんの議論を活発にする意味でも忌憚なく御意見を伺いたいと思います。では、長参与からいかがでしょうか。

○長参与 大変難しい問題だと思っています。会計基準とか、ももとの非営利法人としての趣旨からすると基本的に反対です。やはり寄附者の意思は尊重されるべき、持ち分のない法人としてそれが一番の胆になっていると思いますので、反対ですけれども、こちらの趣旨、果実まで使途の制約を課するという場合は非常に限定的だろうというのはごもつともだと思っています。その中で、法令の要請等ということで会計処理を画一的に行っていくということですので、これは公益認定等委員会の会計基準ということを考えてありだとは思いますが。ただし限定的とはいえ、果実も含めて目標額というのはあって、そのために使ってほしいというものも当然あると思います。そういったものは当初の意思どおりに使っていただきたいというのがありますので、そういったところも見ていただきたいとは思っています。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。中田参与いかがでしょうか。

○中田参与 今回の改正の趣旨については、そういう制度的な目的があるということは承知しております。一番の問題は、要するに制度で決めるのか会計で決めるのかというところにあると思ひまして、今、座長の御説明があったところでも、ちょっと私わからないところがありまして、まず指定から一般へ振り替えろというのは、「会議後回収」の2番目の「○」ですと、ガイドラインでは、「遊休財産額規制及び収支相償の対象となることをガイドラインの改正等により明確化する」ということで、ガイドラインの文章自体出ていないので、ガイドラインでどこまで言うのかわからないのですが、ガイドラインは法律だと私は理解しております、要するに府令の改正はもちろん法律ですけど、それに従って、こういう趣旨でやって、指定から一般へ振り替えるのだぞということもガイドラインで言っていたかないと会計ではちょっと無理だと思うのですね。指定の概念を変えたわけではないので、そうすると法律としては飛び出ていることなのですけれども、ガイドラインでは法律ではない会計のことをいっぱい既に言っていますから、その延長戦上として今回の府令改正では指定から一般への変更が必要なのだということ、法律の解釈通達みたいな感じを出していただければ、それは法律が改正されたのだから、制度会計のほうでもそれを受けて実務的には適用される会計としてやっていかなければいけませんので、座長が考えられた会計基準の注解、ここにつながると思うのですけれども、この注解の文章だけ見ても、「法令の要請等により振り替えることになった場合には」と書いてあるので、法令の要請で指定から一般に振り替えろと言っていたら、当然これはすんなりいくのですが、会計が判断したのではなくて、法令が言っているのだからしょうがないよということに通るのですが、ガイドラインで何も言わなくて、会計だけで、ここで「振り替えることになった場合には」というのは少々論議の飛躍があつて無理かなというところの一つです。

もう一つは、運用指針11を入れるという考え方があって、それについて、先ほど座長は、過去のものはいくらでも自動的に行くというふうにおっしゃったのですけれども、私はそうは考えないのですね。これは法令が改正されるのは事実ですが、その法令が遡及適用されるかどうかの問題なのではないか。だから遡及適用されるかどうかとか、そういうことについてはもうちょっと検討の余地があるかなと。附則は、その上での、またさらなる検討、5年なのか何年なのかというのはさらなる要検討課題かなと思っております。

以上です。

○高山座長 わかりました。ありがとうございます。上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 私も会計的には反対でありまして、基本的には別表方式でやるのがいいのだろうなというふうには思っていましたけれども、ただ、それが非常に事務的に煩雑になるということであれば、こういう方法しか取り得ないのかなというふうには思っています。ただ、注解15の(4)を入れたときに、指定正味財産の定義は変わってくると思われるのですけれども、そのあたりはいかがなのでしょう。

○高山座長 変わっていないのだけれども、括弧を入れることによって性格は微妙に変わってくるのでしょうか。だから法律がそれを指定でなくて一般だと言ってしまうわけですから、会計は変わっていないにしても実質的には変わると思います。

○上倉参与 貸借対照表サイドで指定正味財産は使途に制約が課されているものと定義しているかと思うのですが、それが崩れてしまうのではないかと考えているのですけれども。

○高山座長 この果実についてだけですけれども、ただ、先ほど私が読みましたように、もともとその指定は正義かどうかというのはちょっと変ですけれども、その指定はどうだったのでしょうか、本当にやむを得なかったかというのをもっともっと徹底的に考えなければいけなかったと思うのですよ。でも寄附者の意思は尊重しなければいけないですよ。

○上倉参与 寄附者の意思が正であるとして、果実はこの事業に使ってくださいよというような指定が存在するとして、でもそれは指定正味財産ではないのですよ、振り替えてくださいよという。

○高山座長 ということは4号になってくるということでしょうね、実質的には。

○上倉参与 借方サイドでは4号に持っていくしか対策としてははない。

○高山座長 一般に行っちゃう。指定の4号は今のところあり得ないと考えていますので。

○上倉参与 一般の。

○高山座長 4号になっちゃうのですね。

○上倉参与 4号ということですね。会計基準で定義されている指定正味財産の内容は整合するののかという懸念がちょっとあるのですけれども、私の心の中でひっかかるころなのですけれども、以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 座長のおっしゃったとおり、本来、別表が正論だということにも強く同意いたします。その上でこういった御意見を御提示いただいたのは最大限の先生の妥協だというふうに十分理解しております。通常、法令の要請によってむしろ逆に指定へ振り替えるほうだったらより自然なのですけれども、法令の要請で指定を一般に振り替えるというのは相当奇異な感じがあることは正直言って事実ですし、協会のほうでも非営利法人の統一的枠組みというような形で既に出して、一般目的の財務諸表というものはそういう法令的なものに左右されないとか、平成16年のもともとの会計基準の趣旨は、長先生からも以前あったと思いますけれども、認定を受けた公益法人だけではなくて一般法人やその他の経営組織も含めた統一的なモデルケースとして本来はつくられていたものだと思いますので、今回のこのような注解に(4)が入るということは、結果的にそのようなところが若干一般目的から離れると同時に、モデルケースとしての性格を薄めざるを得ないということであろうかとは思いますが。

あわせて、今、いらっしゃる先生方全員が、既に本当は反対だということをおっしゃっていることからわかりますように、今、ここで寄附について神学論争しているわけでも

何でもなくて、要はこれを下手に出した場合にパブリックコメント等が大炎上したり、要は全体としての報告書の正当性やデュープロセスに対する疑義が出てきて、さらに外野からいろんなことを言われて、結果的にパブコメも大炎上という、それが一番リスクであって、会計のほうから誰も賛成しないものをあえて出すということになると思いますので、どうやって説明するのか。要するに会計上もいいですよみたいな感じで、後で取ってつけたと言ってしまう言い方は悪いですが、その理由でもしこの報告書が出てしまった場合には、その理由をめぐって、また、さらに外部からの批判を受けて大炎上になってしまって、本来、きょう、ほかにもテーマがたくさんあるにもかかわらず、それらのテーマの結論に対する正当性にも疑義を外から持たれてしまうというリスクがあるので、あくまでも法令上の要請でやむを得なかったというところをより強調して、会計上も指定であるということに堅持した形での理由書、理由が明確じゃないと、今こういった案が出た後に、当然これをいきなり出すわけにはいかないと思いますので、その後いろいろな理由文がついてきて、その理由文のところ、今後この結論以上に、その書きぶりが相当議論になって、その議論次第で、そこがしっかり書けるのかというところをいろいろ教えていただければと思います。

あとは、話が離れるかもしれませんが、上場株みたいなものであれば、もともとのキャピタルゲインとインカムゲインが極めて明確に区分されているので、今回の果実をこういう形で外出しを規制することによって、実質的なそのような脱法行為というか、防止できますけれども、現実には証券会社も個別のものをつくればインカムゲインとキャピタルゲインをうまく分けられない形の金融商品をつくることができてしまうので、そうすると実質的には今は金利自体そんなに高くないので、元本と利息を、すごくそこを不明確な商品をテーラーメイドでつくられてしまってやられてしまえば、結局これをつくったところで、さらに裏道というものが、上場株だったらできないのですけれども、非上場だったりとか、ある程度のお金を持っていれば金融商品を生かしてきてしまいますので、結果的に元本のところに組み入れられて、これがさらに、実質的にこんなにみんな妥協してつくったのに、それが結果的に、さらに次の抜け穴を探されてしまったら、すごく会計上は理論に合っていないくて、みんなが批判を受けるものを出して、それで最後結局も抜け穴がさらに開発されたということになると非常によくないので、そこも難しいのかもしれないですが、果実は今は少ないですが、元本も含めた対策をしないと、上場株みたいなものだったらいいですが、それ以外の金融商品というのはそんなにつくるのは難しいものではないので、そこはすごく気になるところです。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。梶川参与、何か。

○梶川参与 一番最初に御説明いただいた座長の書かれたお話の御趣旨は全くアグリーでございまして、そこからすると、私はもともと持説で、そもそもこれは制約が課されていないのしょうと、だから指定ではないのしょうという話で、そこが会計と6号の解釈

とそんなにずれるのかなというのは終始一貫申し上げていたことです。ただ、全体に政策というか、この制度目的に沿った形で少し解釈が難しいところを明確化するという意味で、今回の定め方というのも一定程度あり得るのかなと。

先ほど中田参与が言われたように、会計でやるか、制度でやるかという意味で、制度でも少し明確化したということは、むしろ会計で判断する上でもありがたい話ではないかなということで、会計というのは基本的に特定の組織に対する会計というのは、もちろん組織の持つ合目的性について斟酌して会計的判断をしていくというわけなので、そういう合目的性に対する制度としての解釈をより明確になったところで当然会計的にも一旦見直す可能性はあるのかなと。その見直し方が実は非営利組織の一般的な概念はまだ研究段階なので、そこと大幅に乖離してしまうような話だと少し問題はあるかもしれませんが、私の個人的立場としては、制約が課されている場合という文案というのは、逆に言うが使えないでしょうと、裁量で運営者側の理事会の、逆読みすればそういう話だと思うのですが、本当にそんな状態のものがあるのかなと。

○高山座長 ないと思います。

○梶川参与 自分の裁量でマネジメント権限に入ってくることを、自分の任意に選べるのであれば制約が課されているとは私は思えないのですけれども、そこが一般正味というのと指定正味の使途に対するガバナンスというか、マネジメント裁量があるかないかというところを切り口にしているのでもそこはずっと申し上げてきた論の前提なのですね。

だから逆に言うと、今、果実を指定に積んでいるところというのは理事会の裁量では使えないのでしょうかねと。何か指定された事象が起こったときに使うのでしょうかねとどうしても読んでしまうのです。今、積んでいるものを勝手には使えなくて、何か特定事案があって使うという、そこまで明確な話になっているのだったら制約が課されているという話はあるかなとは思っているのですが、それがいいのではないかと、どこかで使いたいときに使うのではないかと、それはおかしくないかなという気はちょっとしているところです。

○高山座長 まさに最初のようにしっかりとそこを議論していればという反省部分もあるのですけれども、実際会計慣行になりつつある状態で、果実に指定がかかって、それがガバナンスが機能しながらも勝手に使えるような形になっているのは非常に問題として根深い話なのですが、今回は膨らんでいる事象をどうにかして正したいというチャンスだと思います。今までずっと思いながらもなかなか達成できなかったのですけれども、やっとチャンスが回ってきたかなというところがございますので、ぜひそこは理論的にはもう少し検討の余地はたくさんあるにしても、今回の案について御理解願えればと思っておりますが、小森委員、何か御意見を申し上げます。

○小森委員 そもそも、今、梶川先生がおっしゃられた使途の制約があると。この制約を字句どおりに読むと、極端に言えば、使ってくれるなど、これは万が一のために取っておいてくれという使途の指定。恐らく我々の共通認識としては使途ですから、使い道なのだろうと思うのです。それを寄附者の意図で取っておいてくれといった場合も現実に起き

ているわけですね。

今回の議論は運用益の話、果实の話に特化しているわけですが、そもそもが6号の中でそういう形に、偽装と言ったらよくないのですけれども、法人の側でそういうのをつくってしまって、6号も結局基本財産的な形で使われないという形もあって、その問題も法律制度上の根本のデザインにかかわる問題なのではないのか。要約すれば使わないという用途の制約ということが許されるのかという今回の問題以前に、会計基準の当該資産の用途について制約が課されている場合、これは普通、我々の認識では使い道の制限というか、これに使ってくれ、あるいは使ってくれるな、ほかには使ってくれるなということだと思うのですが、拡大解釈されて使うなというのが当初の議論の中でどうだったのかという気がします。言葉をかえていけば指定は何でもオールマイティーなのですかという疑問があります。

この方向は正しいと思いますので、あとは御議論の中で、技術論的なことを詰めていただけないかなというお願いがございます。

○高山座長 ありがとうございます。

きょうオブザーバーとして出席されている大立目先生、いかがですか。

○大立目（会計士協会） 先生方皆様おっしゃられていましたけれども、会計の理屈からすると疑問符がつく今の原案なのかなと思います。特に指定の概念につきましても、法令よりも寄附者の指定というものが一番重いというのがこれまでの取り扱いであったものについて、その禁を破るといようなことを今やってしまって本当によろしいのかと。法令による指定というのは多分補助金等で、それについては用途の制約があるといようなものしか多分なかったと思うのですけれども、それを破って寄附者の指定よりも法律上のほうが重いといようなものをつくってしまうことが本当にいいのかどうか。どんどん拡大するのではないかと、一般的にそういった疑念をお持ちになられてしまうと、そういうよう懸念があるのではないかと。

上倉先生がおっしゃいましたように、本当は別表方式がいいと、それは全くそのとおりでと思います。実務的な負担が重いといようなお話もございましたけれども、こういった問題がある法人はごく特定の一部の法人だということも伺っておりますので、その場合には別表方式を導入したとしても実務的な弊害は最小限に抑えられるといようなこともあるのではないかと感じたところがございます。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

皆さんからいろんな御意見が出ております。まだそういう意味では、書きぶり等もあるのですけれども、もう一度我々として振り返らなければいけないのは、この会計と制度がありまして、そこがうまく今まで分離をしなかった部分があります。ですから会計の人間からすると、法人税のように、企業会計はいじらないで、法令でがらがん規制をしていくというやり方もあるのではないかと考えているところです。ただ、それを今からこの制度

でやっていくためのリソース、エネルギー、これは私個人的には無理かなという感じがしております。したがって、今、非常に問題が出ている果実の6号のたまりをとりあえずきれいにしていくことが私は最優先だと思っていて、今回のような案を出させていただいておりますが、また今後検討させていただく中で、私が今提示した注解の出し方、これを超えて、皆さんが納得できる案を出す自信のある方、出してください。私もそれは伺います。

ただ、案がない中で反対というのは無責任だと思います。しっかりとした案を持って、こうしてくれと、実務的にはこんな問題がありませんということですね。エネルギー、理論、いろんなところを整理させる中で、これを超える案がもしあればぜひ出していただきたい。超える案がなければ、これはぜひ賛成していただきたいということを強く思っております。

○金子参与 よろしいですか。

○高山座長 結構ですよ。

○金子参与 今、いいですか、この話。

○高山座長 はい。

○金子参与 内容を確認させていただきたいのですが、梶川先生がおっしゃっていた使途の指定はほとんどないというのですが、今回の案は、それで理事会とかが一切、実質的には完全に固められているお金で、理事会等の裁量がほとんどきかないものであっても一般に振り替えるという意味ですね。

○高山座長 それは結局4号に持っていけるというふうに考えております。

○金子参与 そういうことで。

○高山座長 実は6号から4号に、そして期間と使途を明確に開示してもらいたいというのが今回の大きな狙いです。それともう一つ、先ほどありました6号と1号というすごく大きな問題がありまして、下手をすると6号から1号にすり抜けるというおそれがあります。こういうものもあって、私としてはこの案を出させていただいておりますので、ぜひそこは御理解を。

○梶川参与 ちょっとよろしいですか。今、金子先生のおっしゃったようなことは現実にはあるのですか。私、余り現場感覚がないせいで、ここで少しずれた話を申し上げている可能性があるのですが、本当に寄附者の指定があって、どう見ても理事会などで裁量がきかないだろうと確実にしているような話で。

○高山座長 の果実です。

○梶川参与 その果実です。本当に皆さんの中でおありになるのですか。

○高山座長 あり得ないのではないか。

○梶川参与 そもそもファクトに対して、会計上ノーと言われる方は、私は会計的に見て全然おかしいと思っていないのですけれども、違う対象物がまず現実はどういうものを持っているのか、高山先生のお書きになったところは会計的にも指定はできないよねという

意味ですよ。

○高山座長 本来はできないでしょうと、でもしちゃっているのですね。

○梶川参与 現実にはそうかもしれないのですけれども、新しい世界に向かっては、実際は会計的にはできないよねと。

○高山座長 と考えています。

○梶川参与 高山先生であればしないわけですね。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 逆に会計的に違う考え方が成立するとおっしゃっている方は、どういう事例をもって会計的には違うとおっしゃっているのか。会計と制度を分けろという、会計的に指定だと思っただけけれどもというのは、現実にはどんなことをおっしゃっているのかをちょっと教えていただきたいのですけれども、会計と制度を分けて、別表方式がいいとおっしゃる方の、会計的にはそれは指定だと思っただけ、今言った例ですね。理事会が一切触れないと。現実にはどういう事例なのですか。今までそこが曖昧だったのを直すという話と、これからはそういうことは実はあるのだけれども、これは制度で整理してしまおうという話とはちょっと違うと思うのですね。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 そこをもうちょっと現実的にそういう例を教えていただけると、それは会計的には幾らなんでも指定だよという会計的としての判断が出て、しかし制度としては6号だというお決めになるのだという、それは行政のお考えというので、そこはずれるけれども、この話は収束させましょうという話になるのですが、私自身は前から言うように、会計的にそれが、どう見てもマネジメント裁量を制約しているという寄附者の具体的な、先ほど小森先生が言われたように、使うなというのはそもそも指定ではないから、公益活動を行ってほしいという話が用途指定制約という話なので、それは。

○小森委員 現実には方が一のために取っておいてくれというのがあるわけですよ。

○梶川参与 それが会計的に指定だというふうに皆さんは思われるということですか。

○小森委員 私は。

○梶川参与 私はそんなのあり得ないでしょうと、公益活動を使うというだけの話なので。こういう公益活動をしてほしいということを寄附者が確実に指定しているということの中で。

○金子参与 具体的には債券があって、その債券の利息の部分を切り分けて奨学金の原資にするという。

○梶川参与 そうなのがいい。

○金子参与 それもだめだということですよ、今回。

○高山座長 そうですね。それも行っちゃうのです。

○金子参与 会計というのはわずかなことであっても、あり得るものというのは全く排除することができないので、債券の利息を切り分けて、その人数分、奨学金として回すと何々

件の、それでもだめだということを今回の提案はするということですね。

○高山座長 そうですね。それは4号でしっかりとやってくださいという。

○金子参与 それであっても4号のほうに行く。

○高山座長 ですから善意でしっかりとやる人にとって、本当は全然問題のない話なのですよ。ここに悪意とは言いませんけれども、生き残りをかけて楽な方に流れる法人があって、その規制をどうしたらいいか。そういう意味では相当な反発を受ける考え方だと思います。ただ、このままだと何も進まない。この状態は是正されないと思います。この状態を是正するためにどうしたらいいかというアプローチで私は考えているので、そこは会計だけで考えているわけではないのですね。

○金子参与 もう一点教えていただきたいのは、その状態を是正するというのを報告書に書けるのですかという、それを書かないで、委員のほうで一生懸命考えた理由があるということですね。別の理由を書いて、それで結論を書くという形になるのか。本当にそういうような脱法行為をやっている人たちがいるので、それを退治、退治という言い方はもちろんしませんけれども、結果的に本当の善意の人は死んじゃうかもしれないけれども、退治するのだということを明確に書けるか。それをもし書かないで、結論だけを出すというのだと委員のほうは多分耐えられないと思うのですね、その批判に対して。

○高山座長 そのための受け皿があるわけですから、4号への誘導ということは書けると思います。4号で使途、期間、そこをしっかりと制約して、そちらに持って行ってもらいたいということはしっかり書けると思います。何も全て問題なく、全部は一般で全部使えというわけではなくて、使えない法人はガバナンスをきかせて、4号というもので、ですから4号を拡大しようという話が出てくるわけですから、4号でもって対応してもらいたい。6号に置いておくということは溜まる要素を残すわけですから、いろいろと御意見があると思うのですけれども、そこはちょっと頑張っている次第なのですけれどもね。

○小森次長 金子先生の悪意とはそういうのは書けないと思いますけれども、ずっとたまっていて、増えていって公益目的事業に使われていない、そういう状態はあって、書けると。

○金子参与 あくまで会計としては指定であるというふうに認識しているということもきちんと書いて。

○高山座長 書きたいですね。

○金子参与 それはきちんと書けると。

○高山座長 そこまで書くとちょっとどうなるかというのはありますけれども。

○中田参与 例外的に指定から一般に、このときはこういう弊害があるのを振り替えるという書き方でしょうね。

○高山座長 そういう言い方でしょうね、例外としてでしょうね。

○中田参与 あくまで会計の指定正味財産の考え方は変えないということですね。

○上倉参与 そうすると、先ほど大立目先生が言われましたけれども、また話がもとに戻

っちゃって、入口の部分ですけれども、別表方式というのはどうしてもとれないのでしょうか。なぜ別表方式がとれないかというのは私は腑に落ちないところがありまして、本当に例外的な事項ですよ。

○高山座長 そうですね。

○上倉参与 事例として非常に少ないものですから、何か世の中の公益法人に対して影響があるとか、そういう話ではないのではないかと思うのです。

○高山座長 会計はいじりたくないということですね。

○上倉参与 いじる必要がないのではないか。

○高山座長 会計は今までどおり、制度が全部やるということですか。

○上倉参与 はい。

○中田参与 別表で大変な思いするのはため込んでいる特定の財団だけで、多くの、ちょっとだけ指定から果実がかかりましたよといっても、大した額じゃないから別表でやってもそれほど大したことにはならないのではないかという感じがするのですが、これをやってしまうと、全ての先ほど言った奨学金に果実を使えとか、そういうことも全て影響があるので、すごく影響が大規模に及ぶのではないかと思っていて、もし別表方式で済むのだったら、それで特段の問題はないかなというのがありますね。

○小森次長 そこは前回説明させていただいて、かなり複雑になるので、皆さんやめましょうということになったと理解しております。

○中田参与 たくさんの法人が大変な思いするのだったらやめましょうなのですから、すごく特定の法人だったら別にいいかなとか、そんなに面倒だったら一般にちゃんとしてくださいねという話になるかなと思うのですけれども、実務上。

○黒野補佐 行政庁側の都合を言っているかどう微妙なのですけれども、行政庁側で管理しないといけない立場の人は、都道府県含めてかなり幅が広い、能力的にも幅が広い方がいらして、しかもかなり頻りにメンバー交代があるのです。そうすると、そこをしっかりとフォローしていけるかという、現在の通常の企業会計でいう会計と法人税の関係よりもかなり脆弱な関係になっているのが実態なのです。そういうことからすると、仮に別表方式でやろうとして、そもそも都道府県全てを統一的にこういう形でやればいけることができるのかどうかというところがかなり大きな問題ですね。それはこちらサイドの問題なのですから。

○岸補佐 私もそういった別表をつくる法人が少ないからいいのだというのは、我々として、全体の法人に対して提出するものとしていいかどうかという疑問は持っています。

○梶川参与 奨学金のために果実を使ってくださいという指定で果実は使われるわけですよ。

○高山座長 足りなかったら使ってくださいという指定なのです。拡大せずにはいけば足りなくなることはないのですよ。そういう指定が横行しています。

○梶川参与 それって、小森先生の言われた、足りないからというのは使う指定になるの

ですか。

○小森委員 さらに私が考えているのは、果実も含めてなのですが、經常のほうで財源があってそれを使っています。さらに6号で指定があって、財源が十分にあるにもかかわらず6号は使わない状況とか、会計的な先入れ先出しとか、どっちを優先して使うとか、そういうルールが全くないので、どっちの引き出しをあけて使うのかというのは何もフリーなのですよ。

○梶川参与 わかりました。足りなかったら使ってください、もう指定されているというふうに会計上は解釈していると皆さんは解釈しているのですね。

○高山座長 そうです。

○梶川参与 わかりました。私は間違えていました。そんな用途指定はそもそも、全然そんなことは。

○小森委員 支出の指定。

○梶川参与 支出の指定であって、足りなかったら使ってくださいなんて会計的にも指定なんて全然働いていないから、事実がどうしても認識できなかった。

○高山座長 ですから緊急避難でできたものが常態化しているのですよ。

○梶川参与 それは会計サイドが直せばいいだけでしょう。

○高山座長 直しているのですから。

○梶川参与 だからそれを手伝っていただいているということですね、制度サイドに。

○高山座長 そうです。

○梶川参与 そういう認識でよろしいわけですね。会計の専門家としては当然それは直そうよということですね。

○高山座長 私の先ほどの論文の最後の2行なのです。各法人会計専門家が頑張れという話で。

○梶川参与 まさにそうです。

○高山座長 制度のせいだけにしてはいかんのですよ。我々が身を挺して、協会としてもこれはおかしいと言わなければいけない話だったのですが、もう。

○梶川参与 やっちゃったから、今、どう反省するかということですね。

○高山座長 はい。

○長参与 でも足りないときに使ってほしいという指定は指定だと思うのですね。

○高山座長 ですから、そういう話が出てくるのですよ。

○長参与 それをきちんとあらわすのが財務諸表であって、それでたまっていったら、どうしますかというのは理事会とかで追及があってしかるべきなのです。それはガバナンスの問題なのですね。それを使えというのは行政の問題ですから、全く違う話だと思うのです。溜り続けるのはいかんというのは、理事会とか評議員会のほかに行政のほうでいかんと言うわけですね、今回は。なので全く別の要請だと思うのです。本来はガバナンスに任せるべきで、そのガバナンスはきちんと会計であらわすべきだと。

○梶川参与 ただ、指定というガバナンスは理事会のガバナンスを超えているから指定なのではないですか。評議員会のあれも超えているから指定なのです。

○長参与 そうです。

○梶川参与 社会の指定なのですから。

○長参与 寄附者としての。

○梶川参与 寄附者としての。寄附者というのは組織外にいる寄附者ですから。

○長参与 それをあらわすのが会計ですから。

○梶川参与 だから指定されていないのでしょうか。

○長参与 ありなんです。公1のために使ってほしいという一例がある。これを使い切れませんでしたということで、そのまま取っておきますというのも財務諸表としてもあらかず。

○梶川参与 すみません、そこは会計サイドの解釈論のディスカッションですから、ちょっと今この場では。それはわかりました。どうしても先ほどから別表方式とか、会計解釈と制度解釈の間にあるものについて、事実認識も含めて、わかりました。

○金子参与 意見ではなくて教えていただきたい。多分会計士の先生に、こういう問題あったらどうしますかと聞くと、10人中8人か9人の方は別表がいいとおっしゃったのです。ということは別表というのが一番最初に本来は出てくるオプションなので、なぜ別表がダメかということは文章に書けるという理解でいいのですね。それを書かないで、今のセカンドオプションを出すということは普通の方がイメージする別表のことを検討していないというふうに思われるので、別表はダメですよという理由を明確に書けるという。

○高山座長 書きましょう、それは。事務的なことから、事務サイドも法人サイドも、事務的な煩雑性というのが極めて高いというふうに書けばいいのではないですか。

○金子参与 本来は別表があるべき姿だけどもということも書けるということですね。

○高山座長 それは書けるかどうか、ちょっと検討はしなければいけないのですけれども、それを書かなければ説得力も出ないというのだったらば。

○金子参与 第一のオプション。

○高山座長 それはありかもしれませんね。それはできない。

○坂井企画官 別表ができないことに言及することはできるのではないかなと思いますけど、現場感覚としましては、先ほど黒野補佐が説明したように法人側にかなり負担になるというのは間違いないのです。現在、別表Hを議論いただいているとおおり、あれすらきちんと理解し作成できていない人たちがいっぱいいる。正直言って簿記の資格を持っている人って少なくレベルがかなり低い。それともう一つ、レベルは大きいところだけのご意見もありますが言うは易く行うは難しいのではないかと思います。

我々の審査のときに個別判断せざるを得ないのは、規模で議論できないというところ、特性がかなりあるので、その線引きが難しいのです。現にこの会計研究会でも、大規模法人、小規模法人、中規模法人という区分けをしようとしても、言い方は悪いのですけれ

ども、断念されたという事実から見て、そっちのほうもなかなかアプローチしづらいのです、といったレベルの話であれば書くことは可能かなとは個人的には思います。そこを踏まえた上で、今、金子先生がおっしゃったように、第2オプションというか、二つの選択肢に進めていただけるのであれば、それは一つの案かなとは思いますが。

○高山座長 そうですね。今、金子参与のおっしゃったことも踏まえてどう書き込むか、ガイドラインに書き込んでいけるかというところを事務局の方たちに知恵を出していただいて、また我々参与のチェックを入れて決めていくという方針でいかがでしょうか。

○相馬局長 ちょっとよろしいですか。

○高山座長 はい。

○相馬局長 現段階でガイドラインにどう書き込むかという具体的なイメージは実はありません。今、先生方からいろいろと御議論ございましたけれども、制度論で解決すべきだという御趣旨については理解できるのですけれども、正直な話を申し上げて、今現在どういう形で具体的に制度の改正の趣旨について説明をしていくのかというところのイメージは正直なところ持ち合わせておりませんので、それについてはまた先生方の御意見をいただかないといかんなところ、正直なところでございます。

今、別表方式の話もございましたが、事務局としては事務的な問題から別表方式をとることは余り現実的ではないという考え方をとってはおります。ただ、一方で、別表方式がなぜだめなのかということをごまか言えるかというふうになりますと、説得的な議論を展開できるだけの材料を当方が提供できるかどうかについてはお約束できるかどうかは微妙なところでございます。

○坂井企画官 すみません、1点だけ。

○高山座長 はい。

○坂井企画官 先ほどの指定の議論に関連して一点補足します。先ほど小森委員からも問題提起された、使わないで取っておいてくれという寄附と、お金がなくなったらやってくれという寄附については、現場感覚としてはあり得ないだろうと個人的には思っています。そもそも寄附者というのは、恐らく公益事業の趣旨に賛同されて1年、2年で使ってくれよというのがほとんどなのではないか。無限定な寄附を容認するということは何らかの法人側のガバナンスというか、意図が働いているのではないかというのを我々は勘ぐらざるを得なくて、現場サイドではありえないということで撥ねています。やはり寄附者が寄附するかというのは直ちに使ってほしいというのが実感です。だからこそ指定寄附として扱えるわけで、理論上はあるのかもしれませんが、実際上はいかんなものかというのが現場の感覚です、御参考までに。

○梶川参与 全くそう思います。

○金子参与 その点についてよろしいですか。

○高山座長 はい。

○金子参与 それは以前、松前さん、まだこちらの席にいらしたときに、なるべく指定と

いうのは余りにも曖昧なものはだめだというのは既に報告の趣旨として出ているものという前提で聞いていたのですけれども、それでいいのですよね。

○松前 趣旨は26年の報告のときにも指定正味財産については触れさせていただいておりまして。

○金子参与 余りにも曖昧なものというのは、いわゆるレイニーファンドと言われる何かあったときというのは指定としてはよくないということだと思いますけれども、それでいいのですね。

○松前 それはそういう趣旨と懸念というか、そういうのは26年のときから表明はしておりますけれども、現実、運用としてそれが反映されるようなことにはなっていないというところから、また今回の議論が出てきたと理解しております。

○金子参与 今、ちょうどアメリカのFASBのほうでもやっているのですけれども、平成16年基準ができたときの基準のFASBもそんなにきちんと置いていなかったというのが実態なのですけれども、高山先生が出された本の去年ですか、余り曖昧なのはやめようというのはある程度の合意としてできているので、ただ、指定しているものも一般に振り替えようという議論はないという状態。

○高山座長 わかっています。

○金子参与 だと思うのですね。余りにも曖昧なものとか、いわゆるレイニーファンドと言われている何かあったときというのは。あとは1個しか事業をやっていないのに、その事業に使ってくれというのは実質的には理事会の裁量が大きいということがあるので、それは指定というのは余りにも無理があるということについては、もともと参考にしたアメリカのほうでも同じような議論が、特に公益認定とは無関係ですけれども、既に今年度行われていて、ことしの途中ぐらいにはその結論がほぼ出てくるのかなというふうに思っております。

○相馬局長 高山先生、きょう議論が収束するかどうか、なかなか微妙なところでございますが、先生方がもしよろしければ御参考ということで、私ども用意した案をここで提示してもよろしゅうございましょうか。

○高山座長 結構です、お願いします。

○相馬局長 これからお配りする案につきましては、正直な話、これがベストかどうかについては自信はちょっとありません。

(資料配付)

既にいろんな問題点もあるのではないかと御指摘をいただいている部分がございますが、先生方のお考えをそれぞれ伺う中で、私どもとして最大公約数としてこういうものはあり得るのではないかとという観点からまとめたものでございます。

では説明してもらいます。

○山崎室長 これもまた一つの方向性ということで御理解いただければいいと思うのですが、各参与のほうからお話をお伺いするにつけ、指定があるものは指定でしょうと、それ

を一般に持っていくというのはなかなか難しいのではないのか、そういったような思いが大分お強いのかなというふうに解釈をしたので、そういった世界で指定と一般というものは極力変えないという前提で、どういった案が取り得るかという中で考えてみた案でございます。

四つ「○」がございまして、一つ目、6号から外しますというのは変わりません。その下の「○」二つが一つあれなのですけれども、外した上で、特に費消時期の指定はないが用途の指定があるような果実、それについても現状は指定正味財産だということできているということなので、そこは会計上の扱いとして、それは指定正味財産であるということには変えない。ただ、要するに制度上の解釈として、指定正味財産ではあるけれども、遊休財産規制の対象にはするということをガイドラインで明確化をしますと。なので、こういった果実については、会計上指定正味財産なので収支相償の対象にはできないと。けれども、果実の遊休財産規制を対象とするということで、そちらのほうで間接的に歯止めをかけていこうじゃないかと。

その上で、特にいつまでに使ってとか、費消時期まで含めて指定があるものについては、これは府令なのかガイドラインなのかはあれですけれども、基本的には4号のほうに流してくださいということを書いていくということで、そういったものについては、会計上の指定正味財産にももちろん該当する、あるいは4号財産に流れることになりますので、収支相償の対象にもなりませんし、特費に流されるのであれば、特費の計画どおりに使われるということで、そういったものでしっかり使われるということは担保されていくのだろう。

ここで一つ論点になるのは、恐らく指定のまま4号に流すのかどうかという話が論点としてあるのでしょうかけれども、そこは道筋として4号に積むというのは、通常一般にした上で4号に積んでいるという形になると思うので、そこは指定のまま流すというよりは、一旦6号から追い出されて、指定なのだけれども、4号に流すに当たって1回一般に振り替えて4号に流すとか、そういったことはあり得るのかなという気がしています。

費消時期の指定というのはどこまであったら費消時期の指定があるのだと、100年なら100年でもいいのかとか、不足したらでもいいのかみたいな議論はあり得るのでしょうかけれども、そこはまたそのガイドラインなのか、その下のFAQなのか、そういったところでグリップしつつ、要するに特費に積めるようなものだったら特費に積んでもらえばいいし、特費に積めないようなものは遊休財産だよねということを姿勢として示していくと。

最後のなお書きは、言わずもがなの話なのであれですが、そもそも指定なんかないという果実については、現在も一般正味財産だとしてお思いますので、そういったものはおもともと6号には入りませんし、収支相償の対象にもなるでしょうと。

これは提案当時、事務局の中で一つの案として検討された案ということで、御参考までというか、議論の一助という形で今御紹介させていただいた次第でございます。

○高山座長 ありがとうございます。実はこれが皆さんの最大公約数、まさにそのとおりでと思います。これは実は事前に御説明いただいたときに、私の危惧としては、先ほど山

崎さんのおっしゃった費消時期100年でも多いのとか、それをどうやってだめというのか、使途の制約については何か考えてやってしまうのではないかとということもあって、先ほど金子参与がおっしゃったように、頑張っ頑張ったけれども抜け穴が埋められず、私の示した案よりも、さらにこちらのほうが抜け穴は大きい、相当パッチを大きくしても塞げない、これはいかがなものですかというふうに申し上げたところです。ですから相当またこれもハレーションを起こす状態で、さらに抜け穴が出てしまうようなもの、そうすると、またさらに制約をかけていくという方向性が見えているので、今回私の案を最初に言わせていただいて、事前の打ち合わせの中では、紛糾した場合にはこちらを出すということになっておりましたので、シナリオどおり紛糾しましたので、こちらを出させていただいたという形なのですけれども、これを踏まえて、この部分は大事ですので、皆さんの御意見をお聞きしていきたいと思えます。長参与、いかがですか。

○長参与 私ももともと指定で、そのように会計処理をするというのは、複数年度にまたがる指定だと思っていますので、通常、果実が複数年度であることはあり得ないと。当然その事業に使ってよということでも果実も使ってというのは、通常の寄附金と全く同じだと思っていますので、一般正味に振り替えるべきだと思いますので、そういう点では結構だと思います。

2番目のところですがけれども、費消時期の指定がなく使途の指定があるということですが、これをそのまま6号でいいのでしょうかというのがちょっとここがわからなかったのですけれども、長くどどめてほしいということだけ。

○高山座長 指定のままにいます。6号から外して指定のままというものです。

○長参与 指定ではあるけれどもという。

○高山座長 そうですね。だから収支相償は勘弁してあげるけれども、遊休財産規制に入りますよということですね。

○長参与 それが通常の寄附、事業費を賄うための寄附とどう違うのかというのがよくわからなかったのです。

○山崎室長 そこは一つ、法律の16条で「遊休財産」とは何かというのが書いてあるのですけれども、「『遊休財産額』とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるもの」ということで、結局この文脈の中で今まで指定があるというのは、要するに何に使ってというのが指定されているわけだから、遊休財産に入らないのでしょうかという解釈をしてきたわけですが、結局その果実は元本と違って発生するかどうか、要するに根っこもわからないし、という部分が元本と大きな違う。

さらに言うと、それが毎年積み上がっていくみたいな、そういう性質も持っているということで、毎年積み上がっていく性質にもかかわらず、いつ使うかも決まっていな

うのは、それは性質上使われる見込みはないということが言えるのではないのかというのが我々の当時の考えた議論でございます。

○長参与 果実ですね。

○山崎室長 果実です。

○長参与 こういうものの果実って、通常の寄附と全く同じように、その事業に使うべきだということなので、そもそも一般正味財産に振り替えられるべきものだと思うのですが、指定正味のまま遊休財産規制ということでもないのではないかと考えているのですけれども。

○高山座長 実務上はそういうふうには言っていないで、6号のまま現にあるという状態です。

○長参与 FAQでも何でも本来の会計処理が違うのではないかと考えているのですけれども、これに関しては。

次の3番目ですけれども、費消時期、使途の指定があるという場合ですけれども、これはいつ使ってほしいということが決まっている。でも、これも果実ですね。全て果実ですね。

○高山座長 そうです。

○長参与 全て果実ということでしたら、ここがちょっとひっかかるのですね。果実も含めて、この金額に達したら、この事業を使ってほしいとか、購入してほしいとかというのはありなのかなと考えているのですけれども。

○高山座長 ないです。

○長参与 それ以外ないということでしたらいいのですけれども、でも、そういったものも全てだめというのはどうかなと。会計の趣旨とはちょっと反するのかなと考えているのですけれども。

○高山座長 よろしいですか。

○長参与 以上です。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 これはお示しいただいた第2案というものです。

○高山座長 第2案です。

○中田参与 府令を改正して6号から外すわけですから、それが遊休財産になるのは、法律の流れとしてはすごくわかりやすいと思うのです。収支相償がないのかどうかというのは移し方の問題なので、問題は費消時期の指定があつて、なおつか使途の指定がある場合に特費にするというところがあるのですけれども、ここを御質問したいのですけれども、これは指定のままということですか。

○山崎室長 そこは完全に言い切っていないのですけれども、要するに指定のまま4号に流せるのという議論が一つあるのです。ただ、我々としてこういったものは特に積みばいいでしょう、積んでくださいと言っていくに当たって、そこは会計処理上の話として、そう

いうのは4号に積むために、1回一般に流した上で4号に流してくださいということは言え得るのかなど。

○中田参与 そうすると、結局最後は堂々めぐりになって、ここの部分だけは、指定がかかっているのに一般に振り替えるのですかという話に結局もとに戻っちゃう。

○山崎室長 それは要するに特費に積んでいただくために、一旦そういう処理をしてくださいということだと思ふのです。

○中田参与 何で特費なのですかという話になっちゃうじゃないですか。結局これは少し範囲が狭まっていますけれども、同じ議論になりますね、先ほどの議論と。御質問なのですけれども、抜け穴がより大きいというのはどういうことで、これは抜け穴がより大きいのですか。

○高山座長 私が心配しているのは、先ほど言ったように、6号から1号への振り替えをすごく心配しています。1号については、収支相償がプラスになった場合は1号としての金融資産に積んではいけないよということを26年度の報告で出しましたが、チャンスがあるとき、すなわち収支相償がマイナスのときには1号には積めるのです。今そういう取り扱いになっているはずです。そうすると一般に振り替えることで収支相償がプラスになったときには1号に積むということを排することができますからいいのですが、一般に振り替えず、マイナスの状況で収支相償を満たしている限り、もう一回寄附者に確認して、6号ではなく、1号の基金に積ませてといったときに、今、だめとは言えないはずなのですね。そこが大きな私の懸念している部分です。

もし、これを強制的に収支相償に積むと全体がプラスになりますから、ここで1号に積むということは、26年の報告でもって禁止をしている、禁止はしていませんか？

○松前 要件の厳格化。

○高山座長 要件の大変厳格な要件に合致すればいいのですけれども、基本的には1号には持っていけないだろうというふうに思っています。よろしいですか。

○中田参与 ちょっとわからないです、すみません、結構です。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 皆さん同じような印象を受けるのかなと思うのですけれども、第1案、現状の案とこの第2案は内容的には同じことを言っている、言い方を変えているだけで同じことを言っているのかなど。私も実は抜け穴という議論はよくわからないのですけれども、ほぼ同じような内容を言っているのかなと思ひまして、であれば、現行案のほうがわかりやすいなという印象を受けております。

○高山座長 わかりやすい。

○上倉参与 はい。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 今、そんなに金利が高くないとか、そういう状況あるので、そんなに実質的な差は出ないのかもしれないですけれども、これで金利が高くなって、あと費消時期を長

めにしちゃうと実質的には事業収入と利息収入両方あったときに、利息収入のほうは一切手つけないで、事業収入のほうでうまく回せて、10年だったら10年どんどん、ひとまず先延ばしにできるのですね。奨学金の財団みたいに利息しか収入がなくて、それを全部使わなくてはいけないというのだったら、費消時期を決めたりというのもいいのですけれども、事業収入もあって、その利息もあってというときに、逆にそこが裁量、こっちから使ったと勝手に言えちゃうので、そうすると運用益のほうがもし大きくなってきたときに、費消時期を10年、15年にしちゃうと、実質的にはかなり法人には裁量が出てきちゃっていいのかなという。

○高山座長 2案、この案でいくと、懸念があるということですね。

○金子参与 会計の話をもし忘れて、単に悪い人を退治するという観点からすると。

○高山座長 最初の案ですか。

○金子参与 ありがたいかなと。

○高山座長 ありがとうございます。梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 もともとどうしてもよくわかっていなくて、だんだんお話していると、皆さん普通にやれば指定じゃないよねという話をしているような気がして、議論の整理として、今の状態をどうやって徹底するかという議論とこれから先の話がちょっとあるのかなという気はまず大前提にあります。それをまぜちゃうと、あたかも今の状態も肯定するけれども、制度的に6号にしますみたいに聞こえてしまうメッセージになってしまうかなと。それがこの2案の「○ その上で、費消時期の指定はないが使途の指定がある果実については、会計基準上は指定正味財産である」という文脈は、今、皆さんの議論の中でもこれは指定じゃないのではないのという議論になりつつあるところにもかかわらず、わざわざここで、これは指定でいいのですと言ってしまうような感じに見えてしまって、そこは逆に、逆行してしまうのではないかなという感じがします。

先ほどから小森先生が言われるように、大分会計サイドでも足りなくなったら使っていないよとか、そういうのは違うのではないのというふうに、ここでは皆さん言うておられるように私には聞こえるのですけれども、それと今実務が徹底していないという話はどのような話なので、ですからここでこういう話で、むしろ事務局が御苦労いただいて、ないしはその意見の中で、指定の時期はないが使途に何とかというのをあえてここに書き上げると、ああ、これでよかったのだなど。

○高山座長 間違ったメッセージに。

○梶川参与 間違ったメッセージになってしまうのかなという気がして、むしろ会計基準上だめだというのは、会計を携わっているほうの立場から、本当にそれはきちんとつくっていかなければいけない話だろうし、協会なんかもそれをきちんとやっていかなければいけない話なのではないかと、どうしても、ずっと同じことにこだわっているのですけれども、すごくそうは思います。ここの比べる話で言えば、それは最初の案。

○高山座長 ありがとうございます。大立目先生、いかがですか。

○大立目(会計士協会) もう先生方から十分に御意見出ているところなのですけれども、大変個人的かつ失礼な発言になるかと思うのですが、全体として大所高所的な観点から御議論されているといいながらも、実は非常に局所的・局部的なものの議論で制度あるいは会計を動かそうとしているように感じておりました、個人的な観点からは現状のままで行政指導、こういったもので御対応いただくというのが本当はいいのではないのかな。行政指導もなかなか難しいというようなこともあるのかもしれませんが、そういった対応が本当はいいのではないのかなというふうに私個人的には思ったことです。

○高山座長 そういう意味では皆さん御議論があつていろんな考え方があります。ですので、1案というか、最初の案はベストだと思って御提示しました。ただ、相当な反発も受けました。そこで2案を出しても、比較するとまだ1案がましというそういう御意見もいただいた中で、これからさらに検討していかなければいけません、きょうのお話をいただいたところ、初めの案のほうがまだましという意味で、こちらを一つの基本として進める。ただ、これからの書きぶり等によってまた大きく皆さんの御意見が分かれるかもしれませんから、書きぶりについては相当神経を払いながら、書けることと書けないことがございますので、書けない場合は、これは我々の専門家のほうでいろんなところで議論を深めて、世の中の制度がうまくいくように、そして、この会計基準がおかしなふうに使われないように監視をしていくことも必要だということで、ある意味、先ほどから申し上げていますが、自戒の念を込めて、技術的に変なふうになってしまった部分を直したいという一念でございますので、ぜひその点、私ども考え方を一致させまして、事務局の方々よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○相馬局長 きょういろいろ御議論いただいて、1案、2案と申しますか、座長から御提示があつた案と私どもの案両方ともいろいろ御議論があつたと承知しております。どういふふうに今後整理していくかについては、事務局もよく頭を悩ましていきたいと思いますが、1案をベースに考えていくべきという座長の御意見については十分それを尊重しつつも、どうもきょうのお話を伺っていると、指定のあり方みたいなところの議論が割とウエートを占めているような印象を受けました。

そういう意味では、座長には失礼な言い方になりますが、きょうの御議論をもう一回精査した上で、どういう形で提示できるかについては、事務局で少し考えてみたいと思います。場合によったら、若干違う切り口になるかもしれませんが、そもそも指定とは何ぞやみたいな議論をしたほうが、むしろ近道なのかもしれないという気もしてきたものですから、その辺で少しまた議論を整理してみたいと思います。申しわけございません。

○高山座長 はい。では、事務局の今後の検討をお待ちしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小森委員 よろしいですか。

○高山座長 どうぞ。

○小森委員 御参考というか、皆さん御承知なのかもしれないのですが、悪い例の最大の、

御参考に申し上げますと、年間費消額が14億円です、P/L上の経費が。移行時に6号で200億あって、今、現状が600億に膨らんでおります。年間の利息というか配当金額が60億円、これは毎年毎年6号で増殖している、そういう法人もあるので、私としては何とかしたいなと

○高山座長 本来なら、やはり公益活動を拡大していただくことが本筋なのですね。

○小森委員 そのうちに1,000億になるのかなと。

○梶川参与 それが指定なのですか。

○高山座長 指定です。それで認めちゃったのです。

○小森委員 認めちゃったのです。

○梶川参与 認めちゃったという話と、いいという話とは別の話でしょう。認めちゃった人のことを今議論しているわけですか。

○坂井企画官 今後そういう事態が発生しないようにということかと思えます。

○梶川参与 そうですよ。余り認めちゃったことをカバーするような議論にしないほうがいいかなという気はするという意味で、そこに会計専門家も絡んでいるのだとすれば。

○高山座長 絡んでいますね。

○小森委員 すみません、そこは私の問題意識。

○高山座長 ということで、お時間もございますので、さらに御検討をよろしくお願いいたします。

○梶川参与 これは返すのですか。

○高山座長 後で回収します。二つ回収ですか。

○相馬局長 二つ回収でお願いします。

○高山座長 二つ回収です。

○梶川参与 先生のものはいいのですね。

○高山座長 私のは。

引き続き、二つ目の議事に移ります。「特定費用準備資金の運用」でございますが、事務局から説明、よろしくお願いいたします。

○黒野補佐 それでは、資料、下にページ番号を振ってありますけれども、資料2-1が2ページ、資料2-2が4ページでございます。まず資料2-2をご覧ください。これは前回つけさせていただいたイメージ案でございます。特定費用準備資金を整理すると、現状(1)、(2)がございます。特例型として(2)②を考えてはどうかということでございます。こちらをもとに、資料2-1を報告書ベースの文章に落とし込んだイメージでつくっております。

2ページの資料2-1をご覧ください。「特定費用準備資金の運用の点検について」ということで、一番最初のパラグラフは公益法人制度について特定費用準備資金の制度が設けられているということが書いてございます。

その次のパラグラフは、特定費用準備資金が現状どの程度活用されているかというところ

ろで、2,400法人中の20%程度ということでまだまだ十分活用されているとは言いがたいので、今回整理することによって、さらに活用されるような環境整備を図っていく必要があるということが書いてございます。

三つ目のパラグラフが、先ほどの資料2-2を具体的に文章に落とし込んだものでございます。特定費用準備資金においては①の将来の費用支出が増加するものと、②としまして、費用支出は増加しないけれども、財源となる収入減少が見込まれる場合等があるということでございます。①について、新規事業か、あるいは事業拡大ということで、いずれも法人自身が事業設計をするという観点から、比較的前向きに対応しようという法人にとっては見込みがつくりやすいということで、ガイドラインにもございますように、10年ぐらいまでを認めるというような制度になっております。

一方、②のところ、FAQからとってきておりますけれども、いわゆる逆特費、将来の収入が減少する場合にも、特定費用準備資金の要件を満たせば現状でも認められておるところでございますが、今回の報告書でよりそれを明確化して、一般の法人が使えるような形に持っていきたいと。今使っているところはかなり少数なところになっておりますので、現実問題として事業収益が非常にぶれるようなところであれば、見込みを出していただいて、それを認める形で運用したいと考えております。

3ページ目のところですが、こちらは今の報告書の案としては、将来の収入見込みを予測するというので、先ほどの費用を見込むほうは10年ということでございますけれども、こちらは当面の案として5年ということで一旦区切っております。こちらの10年と5年というところを分けるのかどうかというところは議論のあるところかと思っておりますけれども、現状このように整理させていただいております。

最後、「また」というところが、先ほどの資料2-2でいうところの特例型でございます。行政あるいは法令の要請で事業をやっているような法人がございまして、そういうところはそちらの法令等の要請によって収入が減るような場合もございます。そのような場合についてはその事情等を説明していただいて、例外的に認めるような取り扱いもいいのではないかとというような形の提案になっております。

こちらにつきましては、御意見いただいて、今後書き足していければと考えておりますので、よろしく御検討ください。

○高山座長 ありがとうございます。皆様、資料2-2、4ページ目の表を見ていただければわかるのですが、今の御説明の内容、イメージ案なのですが、表にまとめるという形で弾力化をしていきたいと思って、弾力化にはなっていると思うのですが、それでも厳しい、やはり特費なので、そうはいつでも限界があります。前回は申し上げましたように、いろんなものを出しましたけれども、この辺が限界かなというところがございますが、皆さんの御意見をお伺いしていきたいと思っております。長さん、いかがでしょうか。

○長参与 基本的に(2)の②の逆特費ですが、認める方向で進めていただければ結構だと思います。

○高山座長 5年でもいいですか。

○長参与 そうですね。5年内で使えるか使えないか、わからないけれども、そのぐらいというのが妥当だと思います。それ以上は余計説明できないことですので。

○高山座長 そうですね。ありがとうございます。中田参与、いかがですか。

○中田参与 特例型のほうですけど、先ほどおっしゃったように、行政とか法令で事業をやっているようなところに限るということでしょうか。

○黒野補佐 そうですね。通常のいわゆる逆特費は現状のほうの(2)をイメージしておりますので、一般法人で普通の事業をやっているところは収入減少がこうなるというのを示していただいて、それも基本的には認める、そういう整理にしております。

○中田参与 特別な場合ということでもいいですね。

○黒野補佐 そうですね。

○中田参与 もう一つ、御質問させていただくと、現状の(2)のほうなのですが、イメージとしては、5年間の事業計画を立ててマイナス予算だったらその分を計上できるみたいなイメージでいいのですか、そんなざっくりした感じで、そういうことですか。

○黒野補佐 はい。

○中田参与 そういうふうに書いていただかないと、わからないと、マイナスというのが、そういうふうな感じで、結構だと思います。ありがとうございます。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 特例型のほうの定義として収入の安定性が損なわれるおそれがあり、専ら法人の責に帰することができない場合ということで(注6)があるのですが、(注6)のところの例として、政策的要請というのはすんなり入ってくるのですが、親法人の事業方針の変更等になると、何となく。

○黒野補佐 これは言葉足らずで申しわけなかったのですが、事業費を毎年親法人が寄附しますというような、そういう約束があったときに、もともとの親法人の経営状況がよなくて、今後は減らしますと、そういうものが出たときをイメージしているのですけれども。

○上倉参与 例えば公益法人が親法人の事業方針の変更等というのを主張してきた場合、全く否定できないのか、何か歯止めがかかるかなというのが。

○黒野補佐 そうであれば(2)で整理すればいいのかなという、私も実は迷っているところがありまして。

○上倉参与 例として、これがあると、ずぶずぶだなど、そんな印象を受けてしまったものですから。

○黒野補佐 ありがとうございます。ちょっと再検討させていただきたいと思います。

○高山座長 金子参与いかがですか。

○金子参与 先ほど中田先生からもあったように、法令・政策の要請等で専ら法人の責に帰すことができないというのはなかなかイメージが難しいかなというところで、通常公益

法人であれば、法令・政策で、要請によって将来の収入の安定性が損なわれるおそれがある場合、一体法令や要請って、公益法人の収入の安定性を損なうものを要請してくるのかという話にも見られかねないのかなというところがあります。

もう一個は、私、余りわかっていないのかもしれないので教えていただきたいのですが、今回こういう形で特例型というのをつけて、イメージがわきにくい部分もありますけれども、この要因を定義している。すごく運用の点検という形で、弾力化という形で書いていただいていると思うのですが、ちょっと失礼な言い方かもしれないのですが、すごく考えてあげているよと言っているけれども、実際にはこれで救われることが余りないのではないかとすると、会計研究会にのせたときに、これが前面に出たときに、逆に、何だ、結局助けてくれないじゃないという、そのネガティブなインパクトというのを、もし対象法人がもっといっぱいあるということであれば理解できていないだけだと思うので、理解を正していただければと思います。

○坂井企画官 弾力化という側面のみがちょっと前面に出ているのですが、現場感覚で言うと依然として法人は特費についてご存じないのですね。使い道なり、どういうケースで使うかというところの理解が進んでいない。その原因の一つに可視化していないからではないかと事務局は考えておまして、そこは一応明確化しているというのが一つの目的で、今回の表には明確化と先に書いた理由なのです。こういうものを示すことで、誰が見てもわかるよという形で示してあげるとのメッセージです。

もう一つ、仕組んでいるのは、現状と特例型との間のところで、内閣府に相談した上で、ということ、これを置くことでどちらに振れるということの内閣府側で誘導できるということを狙っています。もう一つ、3点目の金子先生のご懸念の下の部分ですが、実は現場感覚からどうして特費が使いにくいのか、正直まだはっきりわからない面も残っております。いろいろ法人に当たって聞いてはいるのですが、結局現状に収斂できるはずなのです。それでも現実是一般論として緩和してくれという要請が強いので、見かけ上、措置せざるを得ないので措置したという面もあります。その意味で、金子先生の批判は当たるのかもしれないのですが、そういう批判に対しては明確化したということで、説明させていただくことも仕方ないかなと思っています。

○金子参与 これはガイドライン等で対応するだけでなく、会計研究会の報告書の中にこれを入れ込まなければいけない理由はどこにあるのでしょうか。

○高山座長 アナウンス効果が大きいと考えています。特に最初6号の話が出ていますから、6号は相当インパクトがあり、反発も厳しいという話があります。あめとむちと言ったら怒られちゃいますけれども、そのかわりに弾力化しましたというのを見せていこうというちょっと山っ気のある部分はあるのですが、これは先ほど坂井さんがおっしゃったように、みんな知らない、特に(2)の逆特費って知らないのですよ。逆特費って、我々も明確には言っていない。だからある意味、口伝じゃないですが、逆特費ってあるよね、という話になっていますから、それを公に認めていくというのは、これはお墨つ

きになるので、大きな反響があるというふうに考えています。よろしいですか。

○金子参与 そうだとすると、会計研究会でなくて、上の先生方の認定等委員会のほうからの何かのアナウンスじゃなくて、会計研究会の報告書という形で出すのが。

○高山座長 会計研究会の報告書で委員会が受けていただいて、委員会の名前で出てきますので。

○金子参与 わかりました。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 結構ではないかと思えます。

○高山座長 では、お時間も結構逼迫しておりますので、第2議案は終わります。第3議案に移ります。「財務諸表における勘定科目の明確化等の検討」について、継続事項でございます。事務局から、よろしく願いいたします。

○黒野補佐 5ページのところに資料3がございます。こちらは今年度の当初のところ認定等委員会から会計士協会のほうに検討を依頼しました事項に対する回答が戻ってまいりましたので、それに対する対応のまとめでございます。会計士協会さんからいただいた回答自体は9ページ以降でございます。9ページ以降につけておりますのは為替差損益に関するものだけ抜粋しております。9～15ページにかけてももとの回答がございます。それを受けてこちらのペーパーになっております。

資料3、5ページに戻っていただいて、「1. 『為替差損益』の科目例示及び為替差損益と評価損益との関係」とございます。

それから、7ページ見ていただきますと、「2. 『公益法人会計基準』の運用指針に関する課題等の検討について」ということでございます。こちらは依頼事項を出したときに、こちらの為替差損益以外に何か具体的な改善提案等がございましたらということで出てきたものに対する対応でございます。こちらのほうが短いのでこちらから説明させていただきます。

2. のところにありますように、現状の公益法人の運用指針で様式2-3、あるいは様式2-4がございます。こちらに他会計振替のところがあるのですがけれども、こちらのイメージ図であるように、イメージ図の四角の中に下から2行目「他会計振替額」、さらに一つ上に今回新しく設けたらいいのではないかと御提案いただいた「他会計振替前当期一般正味財産増減額」。実際に収益事業等の利益を公益事業会計に振る場合に他会計振替を使うわけでございますけれども、いわゆる仮計というか、小計というか、一旦合計を出していない現状のひな型では全体がどれだけあって、そのうちどれだけを振り替えるかというところがぱっと見てわかりづらいということでこういう提案をいただいております。蓋然性が確認できるということと、実務上の利便にも資するということでもっともな理由ということで、このように対応していきたいという案でございます。以上が項目の2番目。

5ページの項目1のほうに戻っていただきまして、「為替差損益」に関する取り扱いでございます。実務上、経常収益及び経常費用に含めて処理する方法と評価損益等に含めて

処理する方法等がございます。

それを整理するに当たりまして会計士協会さんのほうに取りまとめを依頼しました。それが先ほど9ページ以降の回答ということでまとめていただいておりますけれども、実務が幅広くいろんな整理をしている関係で、最終的に制度にのっとった取り扱いをすることで、最終的な決着は会計研究会等で決めてほしいということで、各論点について案が出ている関係でこういう形になっております。

〈論点1〉の一つ前のところに、また、制度運用上は、収支相償の判定、どうするかというところで別紙がございまして、8ページ、為替差損益と収支相償の対象にするかどうかというような観点からまとめたものでございます。「結論」のところだけちょっと見ていただきたいのですが、一番下の「なお」書きのところにありますけれども、認定規則第15条第1項及び第3項で、通常の投資有価証券の評価損益あるいは売却損益等を除外している収支相償の対象から外している、経常的な費用から外しているという整理をしておりますけれども、為替差損益もこれを類推適用というか、考え方を斟酌して当てはめていいのではないかという結論に至っております。

すみません、また戻っていただきまして、それで5ページの〈論点1〉になります。

〈論点1〉は、為替差損益がそもそも評価損益等調整前当期経常損益の上か下か、要するに収支相償の対象になるのか、対象外がいいのかという論点でございます。

こちらにつきましては、実務の幅があり、資料が飛んで申しわけないのですが、12ページを見ていただきますと、もともとの会計士協会さんのほうで検討していただいた整理がございます。四角がございまして、①から次のページに⑥まででございますけれども、今回その中から①と⑥、全く①と⑥そのままではございませんが、①を参考にしつつ（A案）、⑥を参考にしつつ（B案）という形で二つに絞って事務局案として出させていただいて、この場をかりて決めていただければと思っております。

（A案）につきましては、現状の投資有価証券の評価損益と同等に固定資産から生ずるものの為替差損益だけを収支相償の対象外とする、下のほうに整理して、その他の為替差損益については、現状の売買有価証券の評価損益は経常収益、経常費用に含められている整理にならって収支相償の対象にするという案でございます。

一方、（B案）につきましては、公益法人にとって為替差損益、一定レベルやっている事業所のあるところはございますけれども、そうはいつでも、全体からすると、あえて区別しなくてもいいのではないかというような整理から、全てまとめて投資有価証券の評価損益等と同等の取り扱いと、収支相償の対象から外すような案でございます。

続いて〈論点2〉も説明させていただきます。〈論点2〉につきましては、会計区分、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計との会計区分がある場合にそれぞれの会計区分のところで為替差益あるいは為替差損が計上されている場合に、それを相殺するべきかどうかという議論でございます。こちら、会計士協会さんのほうの案として相殺する案、相殺しない案と両論併記されておりましたが、事務局で再度検討した結果、6ページの一

番上になりますけれども、認定制度の中で別表Hに係る公益目的取得財産残額というものがございまして、公益目的事業に関するものと、それ以外は明確に区分しないといけないという法令の要請がございまして、ここは相殺しないという整理にさせていただきたいというのが事務局案でございまして。

続いて〈論点3〉でございまして。こちらは投資有価証券の評価損益等と同等の整理をする場合でございましてけれども、そもそも為替差損益を評価損益に含めてしまうのか、あるいは別建てにするのか、別に為替差損益が見える形で項目建てするのかという論点でございまして。こちら（A案）、（B案）を含める場合と含めない場合、どちらもございましてけれども、こちら決めていただければよろしいかということで両論を書いております。

続いて〈論点4〉は、為替差損益を厳密に区分しますと、決済差損益と換算差損益とございましてけれども、こちらを分けるか、分けないかということでございまして。

こちらにつきましては、もともとのいただいた回答につきましても、分けなくていいのではないかとございましてけれども、そのような対応をしたいと考えております。

続いて〈論点5〉、こちらは先ほど〈論点3〉でありましたものの指定正味財産版でございまして。〈論点3〉は一般正味財産について為替差損益を別建てに表示するかどうかということだったのでございましてけれども、〈論点5〉は指定正味財産増減の部分における為替差損益を別に分けるかどうかという議論でございまして。こちら一応両論書いてございましてけれども、決めていただければと思います。

以上でございまして。

○高山座長 時間もなくなってきたところでさっさと決めていきたいと思うのですがけれども、会計士協会のほうからの協力依頼がございまして、私ども検討していくということでございまして。何案か出ていますけれども、事務局のほうで、その中で制度上もこれがいいたろうということ考えた部分が二つずつ出てございまして、まず〈論点1〉の差損益の表示場所として、収支相償の範囲に入れるか入れないか、どこを入れるか入れないかで、（A案）としてはきちんと性格ごとに分けた中で事業費に入れるものはありますと。それが時価法を適用する有価証券と同じように入れていくと、固定資産が生ずるものは別でございましてけれども、それ以外、受掛金とかそういうものも全部入れていくという考え方が（A案）です。

（B案）は会計の理論よりも簡便性を主張した（B案）ということで、一律全部除外という案が二つ出てございまして、一つ一つ検討していきますので、長参与、どちらがいいでしょうか。

○長参与 （A案）でよろしいと思います。

○高山座長 中田参与は。

○中田参与 私も簡便性の面から（B案）のほうが良いと思いますね。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉委員 すいません、ちょっと教えていただきたいのですが、（A案）の固定資産から生ずる為替差損益と言っているのは、この固定資産は有価証券に限らず全ての固定

資産を指しているのでしょうか。

○黒野補佐 そうですね。一応整理はそういうふうにはしているのですけれども。

○上倉参与 12ページ目に表がありますけれども、12ページ目の表でいうと、④ではないのでしょうか。先ほど①というお話だったかと思うのですけれども。

○黒野補佐 そうですね。ここは実は悩んだところでして、有価証券に限定したほうがいいのか、流動、固定で分けたほうがいいのかというのが悩みどころで、そういう意味で、資料として①と言いながら④案になっているのですけれども。

○上倉参与 (A案)が④だとすると、私はどちらも反対で、①ということであれば(A案)。

○黒野補佐 そうということであれば、①のほうで有価証券、固定資産にある有価証券という意味です。基本財産、特定資産その他固定資産の。

○上倉参与 ①というふうにしてよろしいでしょうか。

○黒野補佐 はい、すみません。

○高山座長 であれば(A案)。

○上倉参与 (A案)。

○高山座長 金子参与。

○金子参与 (A案)。(B案)はそれほど事務負担も少なくなりませんので、というふうになんか思っていたのですけれども、それであれば説明が容易なほうが。

○高山座長 (A案)、梶川参与。

○梶川参与 (A案)で。

○高山座長 ということで、中田参与は(B案)。

○中田参与 ①だったら、私も(A案)でいいと思います

○高山座長 ①の(A案)ということに決定します。

〈論点2〉相殺表示ですけれども、これは困るということで、これに異議のある方、いいですか。会計区分は違うので、それぞれ相殺するというのは、合計値はあるかもしれませんが、内訳表は分けるということで決めたいと思います。

〈論点3〉投資有価証券の評価損益と同様の整理をする場合、為替差損益と評価損益を別建てでするかということで、(A案)としては別建て表示、(B案)は評価損益に含めるという案ですけれども、これはどちらがいいでしょうか、長参与。

○長参与 (A案)の別建て。

○高山座長 別建て。中田参与。

○中田参与 仕組債とかで、これは分けられないときがあるので、実務的には(B案)のほうがいいかなと思っています。

○高山座長 実務的には(B案)。

○中田参与 はい。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 私も外貨建取引等会計処理基準というところから言えば(B案)なのかなと思うの

です。要は評価損益を含めて決済できる。

○高山座長 できる規定ですね。

○上倉参与 あえて分ける必要はないのかなと。

○高山座長 金子参与。

○金子参与 どちらかといえば（A案）ですけれども、重要性とか、あとは利便性はある程度考慮されるべきかなとは思いますが。

○高山座長 梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 今の金融商品の環境を見ると（B案）というのもあり得ないなという気がします。

○高山座長 意見が分かれてしまいました。

○梶川参与 余りこだわらない。

○高山座長 私も実はこのときは（B案）なので、ただ、（A案）は確かにいいのですよね。実務的には（B案）のほうが楽は絶対楽なのですね。どーんと入れて分ける。多数決はなしでしたか、これは。事務局、もう一度、（B案）側でいくと、中田参与、上倉参与、半分三角で私が（B案）だと、（B案）のほうが多いのですけれども、ただ、（A案）も捨てがたい部分があります。ですから、これはどうしましょうか。決めたほうがいいですか。決めたほうがいいですよ。

○相馬局長 実は研究会の進め方についてルールはございませんが、意見が分かれた場合には基本的には座長の御意見が優先されるのが通例かと思えます。

○高山座長 では、私の権限で、実務上の簡便性からいきますと（B案）で。

〈論点4〉為替差損益のうち、決済差損益と換算差損益は表示区分を変更するか否か、これについては変更する必要がないとなっているのですけれども、どうですか、表示区分。いいですか。

○長参与 純額で。

○高山座長 純額でいきます。

〈論点5〉指定正味財産に区分される寄附によって受け入れられた外貨建資産の為替差損益は評価損益と別建てで表示するか否か。

（A案）が別建て、（B案）が別建てせず表示するということですが、先ほどの〈論点3〉と同じになりますので、これは座長採決でもって（B案）ということになりますので、よろしく願いいたします。

時間も迫っていますが、最後でございます、第4「別表H表簡便版の検討結果と今後の運用の見通し」です。よろしく願いします。

○岸補佐 資料ですと、通し番号で下の20ページ、これは前々回御説明しました別表H簡便版の今回の検討結果と今後の見通しというところがございます、20ページ上の最初の括弧のところは、28年度報告の中で、3行目でございますけれども、二つございまして、「正確な公益目的取得財産残額の算出が可能か」ということと、「法人の負担軽減につな

がる」かどうか、こういうところが主眼でございまして、（結論）のところ、最初のところ、「正確な公益目的取得財産残額の算出」というところでもございまして、これにつきましては、前年度、調整項目①から⑦以外で調整項目があるかどうかということで、都道府県のブロック会議でいろいろやりまして、それは結果として、算定されなかったという結論。

次の段落でございまして、法人の負担軽減とか、実際にわかりやすく説明するということでは後ほど御説明いたしますけれども、フローチャートとか、手引きに記載する、そういった内容についてまとめております。

最後3番目の（簡便版の導入方法）でございまして。当初はシステム的に対応、組み込むようなことを考えておりましたが、昨今うちのほうのシステム、定期提出書類の様式等がことしの夏以降変わるところがございまして、その対応等の関係でございまして、これが非常に難しいところもございまして、これにつきましては、別表H、添付書類として現状で対応することを考えておりますので、それでやらせていただいて、ここに「トライアル」と書いておりますけれども、その運用の中で子細にいろいろ皆さん御意見があつて、ここがわかりにくいとか、ここを修正する必要があるのではないかとということがあればシステムを上げるときにそれを考慮したいと考えております。

簡便版の今最初に申し上げた添付書類をつけてというのは、可能であれば平成30年の適用を考えております。

次に21ページを見ていただいて、これはいわゆる先ほど申し上げた添付資料ということでもございますが、内容的には様式は28年度報告で提案させていただいた様式でございます。下の（注）の点線の中、要は（ア）～（ウ）に該当事項があれば、別表の本表のほうに戻っていただきたいと、そういうところでもございます。

あと、22ページにつきましては、定期提出書類の様式もございまして、こういう説明を入れることを考えております。

23ページはフローチャートでございまして、先ほど21ページで申し上げたように、（注）のところの（ア）～（ウ）があれば、最初そこを見ていただいて、それに該当するものが1個でもあれば、別表Hの本表のほうに戻っていただくということになっております。

24～25ページは、提起提出書類の手引きの中でわかりやすく説明、こういうふうにするのですよという内容を案として考えております。

以上が経過と今後の方向についてお話しさせていただきました。以上です。

○高山座長 ありがとうございます。本来ならH表を検討するとき、ここ2年間考えたことをやっておけば、そんな複雑にはならなかったと思いますが、簡便版がこうやってできて、今のフローチャートに合わせていけば間違いがないだろうということで相当な前進であると思っておりますが、何かこれについて御意見、よろしいですか、この方向で進むと。ただ、簡便版の導入につきましては、システムが間に合わないということで、今回はトライアルということで添付書類ということになってまいりますが、きちんとアナウ

ンスして、皆さんに間違いのないように使っていただくということで、これも報告書に入れるのですね。

○岸補佐 ええ。

○高山座長 ということでございます。では、この方向で報告書の作成をお願いいたします。

最後に事務局から何か御説明ございますでしょうか。

○小森次長 次回は28日でございます。次は報告書取りまとめを予定していたのですが、先ほど果実のところがありますので、また相談させていただきます。28日はお願いします。

○高山座長 実は事務局、相当な負担がかかって一生懸命やっただいております。当初、私、自分なりに固守している部分もございまして、事務局がこんなに頑張っているというのはわかっていなかった部分がありまして、その頑張りを目の当たりにして本当に頭が下がる思いです。また我々もいい方向に持っていきたいと思っています。これが大きなチャンスだというふうに考えていますので、これを逃したら、また何年先となりますので、ぜひ参与の皆様、あるいは事務局の皆様、力を合わせて対応のほうを図っていきたくております。

何もなければ、これで本日の議論は全て終了いたしました。活発な御意見、どうもありがとうございました。